

榛東村空家等対策計画

平成30年3月

はじめに

わが国では、人口減少や高齢化が進展する中で、全国的に「空き家」の増加が問題となっています。老朽化した空家等がそのまま放置されることにより、倒壊等の保安上危険となる可能性や衛生上有害となるおそれのほか、景観を損なっている等の社会問題を生み出しています。

これらの状況を踏まえ、周辺的生活環境の保全を図るためにも、既存の住宅ストックを活用した住み替えの支援やライフスタイルに応じた住生活の実現、定住促進やU I J ターンの受け皿としての利活用が期待されているところでもあります。



国においては平成 27 年 5 月に「空家等対策に関する特別措置法」が全面施行され、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するための施策の推進が図られています

榛東村においても、人口の減少や高齢化が進むなか空家等が増加しており、住人がいない家屋は荒廃の進行も早いことや子どもなどが誤って進入してしまう危険性などへの懸念もあるため、空家等対策を重点的に取り組むべき課題としてとらえています。

今回策定した「榛東村空家等対策計画」は、榛東村の空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針や施策を示したものです。

今後は本計画に基づき、住民や空家等の所有者の皆様、関係機関などとの綿密な連携・協働を図りながら、「第 6 次榛東村総合計画」に定める「快適で住みよいむらづくり」に向けた様々な空家等対策に取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました榛東村空家等対策計画協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

榛東村長 真塩 卓

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象地区	2
4. 計画の期間	3
5. 対象とする空家等の種類	3
第2章 空家等の現状と課題	4
1. 人口の推移と空家等の実態	4
2. 空家等の実態調査	8
3. 本村における空家等の課題	19
第3章 空家等対策の基本的な方針	21
1. 基本的な方針	21
第4章 空家等対策の基本的施策	22
1. 空家等の調査に関する事項	22
2. 空家等の発生抑制に関する事項	23
3. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項	24
4. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項	25
5. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項	26
6. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項	28
7. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項	29
8. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	31

第5章 計画の進捗管理・変更	32
1. 計画の進捗管理	32
2. 計画の変更	33
資 料 編	35
資料1：空家等対策の推進に関する特別措置法	35
資料2：空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則	40
資料3：榛東村空家等対策計画協議会設置要綱	41

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

近年、地域における人口減少や超高齢社会の到来等少子高齢化や社会経済情勢等の変化により、適切に管理されずに放置される老朽化した空家等が増加し、防災、防犯、景観、衛生などのいわゆる空き家問題が全国的にも大きな社会問題となっています。

一方で、既存の住宅ストックを活用した住み替えの支援やライフスタイルに応じた住生活の実現が求められ、さらに人口減少の抑制が地域の大きな課題となっており、定住促進やU I Jターンの受け皿として空家の利活用が期待されているところです。

このようななか、国では「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「特措法」という。)」を平成27年5月に施行し、同法に基づく施策の推進を図っています。同法は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進しようとするものです。

さらに、特措法第6条では、市町村での空家等対策を推進するために、国の基本指針に則した空家等対策計画を定めることが規定されています。

本村においても、人口の減少や高齢化が進むなか空家等が増加しており、住民に対する細やかな視点を持ちつつ空家等を地域の資源として利活用し、移住・定住者の増加や地域の活性化へと繋げるための対策が必要となっています。

こうした状況を受け、本村では空き家問題への適切な対応と空家をめぐる今後の施策をより一層推進するため、「榛東村空家等対策計画」を策定するものです。

〔用語〕

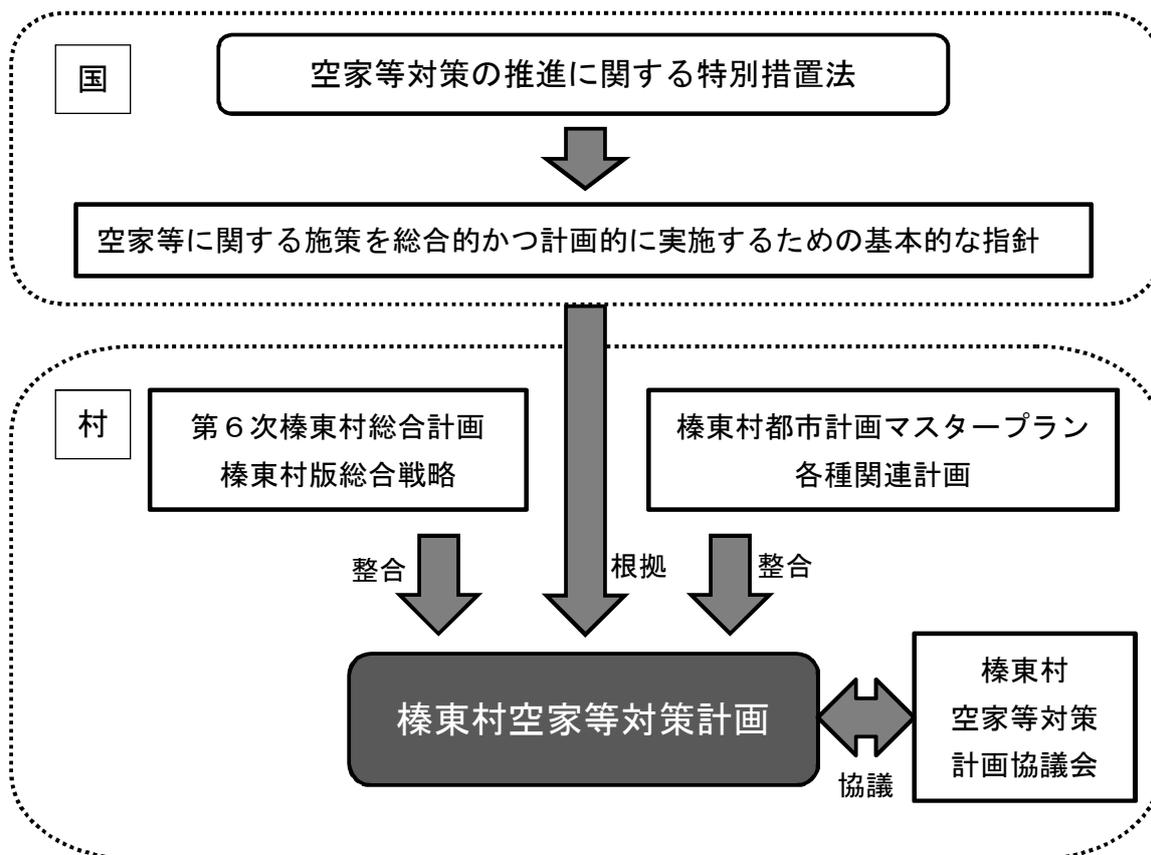
- ・ 空き家：特措法で規定されていない一般的な表記
- ・ 空家等：特措法で規定された表現（法第2条第1項）

2. 計画の位置づけ

榛東村空家等対策計画は、特措法第6条の規定に基づき、国の基本的な指針に則して定めるものとし、榛東村空家等対策計画協議会における協議を踏まえ、策定します。

また、上位計画となる「第6次榛東村総合計画」及び「榛東村版総合戦略」や各種計画との整合を図るものとします。

■ 計画の位置づけ



3. 計画の対象地区

[特措法第6条第2項第1号]

本村では、空家等は村内全域に点在していることから、「村内全域」を計画の対象地区とします。

なお、今後の空家等に関する調査等の結果、他の地区と比べ著しく空き家率が高いなどの理由により、空家等対策をより重点的に推し進める必要が生じた地区については、「重点地区」と定めることとします。

4. 計画の期間

[特措法第6条第2項第2号]

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの「5年間」とします。

なお、本計画は、空家等施策の実施による効果や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うこととします。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
空家等 対策計画												
	5年間						次期計画					
	必要に応じ随時見直し 総合計画の中間見直しを考慮						状況の変化を踏まえ、改定 総合計画の改定状況を考慮					
第6次 総合計画												
	10年間										次期計画	
	前期基本計画 5年					後期基本計画 5年						

5. 対象とする空家等の種類

[特措法第2条第1項]

本計画で対象とする空家等の種類は、特措法第2条第1項に規定する「空家等」（特措法第2条第2項で規定する「特定空家等」を含む。）とします。

・空家等（特措法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

・特定空家等（特措法第2条第2項）

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第2章 空家等の現状と課題

1. 人口の推移と空家等の実態

(1) 人口・世帯等

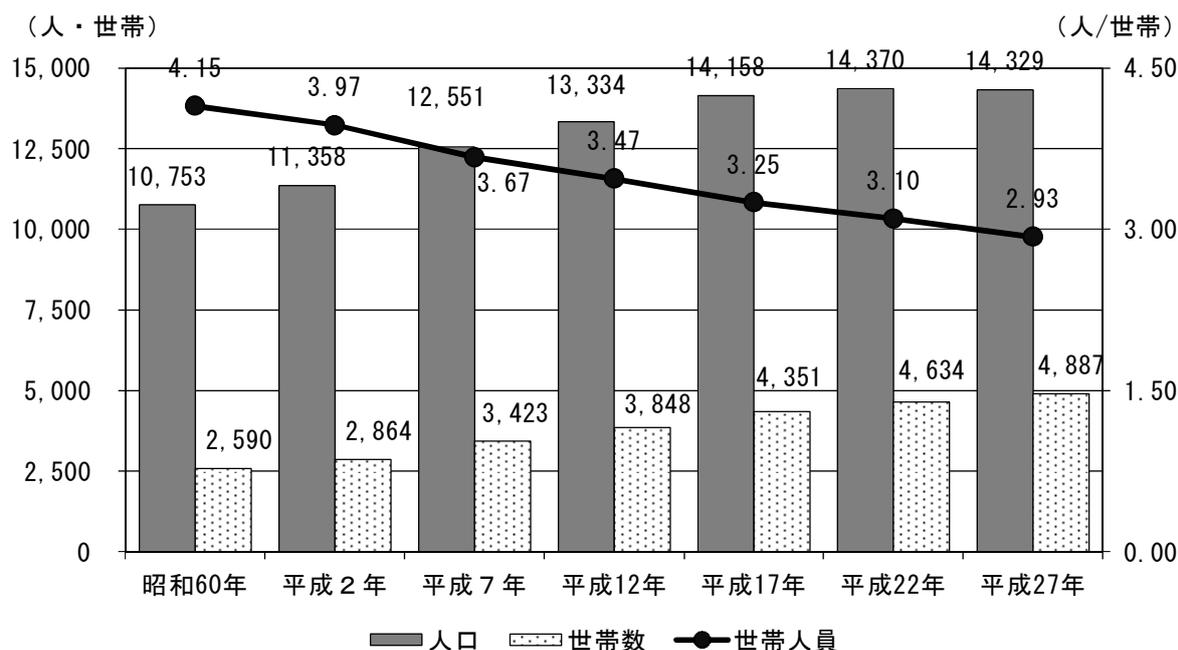
① 人口・世帯数・一世帯あたり人数

榛東村の人口推移を国勢調査で見ると、平成22年までは増加傾向に推移していましたが、平成27年はやや減少し14,329人となっています。

世帯数については一貫して増加傾向で推移し、平成27年は4,887世帯となっていますが、一世帯あたり人数については減少傾向で推移しており、平成27年は2.93人となっています。

なお、平成29年10月末の住民基本台帳によると、人口：14,704人、世帯数：5,742世帯、1世帯あたり人数：2.56人となっています。

■ 人口・世帯数及び一世帯あたり人数の推移



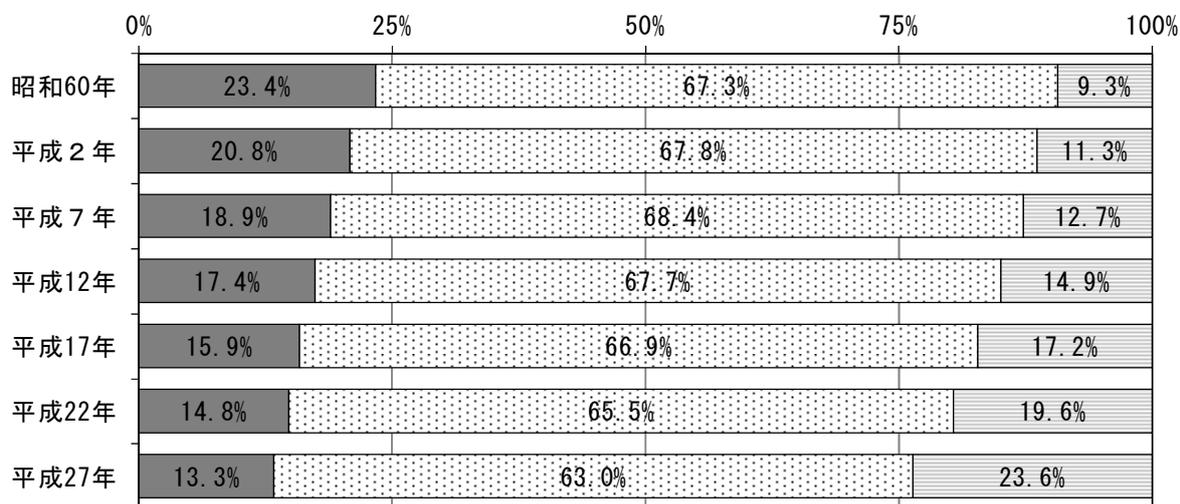
[資料：国勢調査]

また、本村の将来人口は、今後減少傾向で推移し、平成37年には14,076人となることが推計されています。(第6次榛東村総合計画)

② 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合の推移を国勢調査で見ると、一貫して年少人口の減少傾向及び老年人口の増加傾向が続いており、少子高齢化が進行しています。

■ 年齢3区分人口の推移



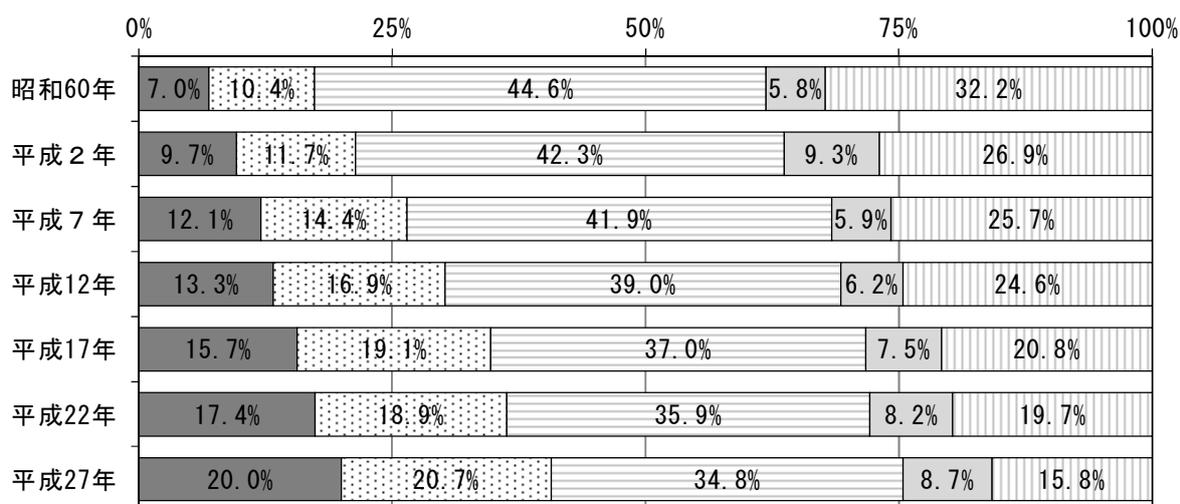
■年少人口 □生産年齢人口 □老年人口

[資料：国勢調査]

③ 世帯構成別世帯数の割合（一般世帯）

世帯構成別世帯数の割合を国勢調査で見ると、単独世帯（一人暮らし）の割合は一貫して増加傾向で推移しており、平成27年は全一般世帯の20%を占めています。

■ 世帯構成別世帯数の割合（一般世帯）の推移



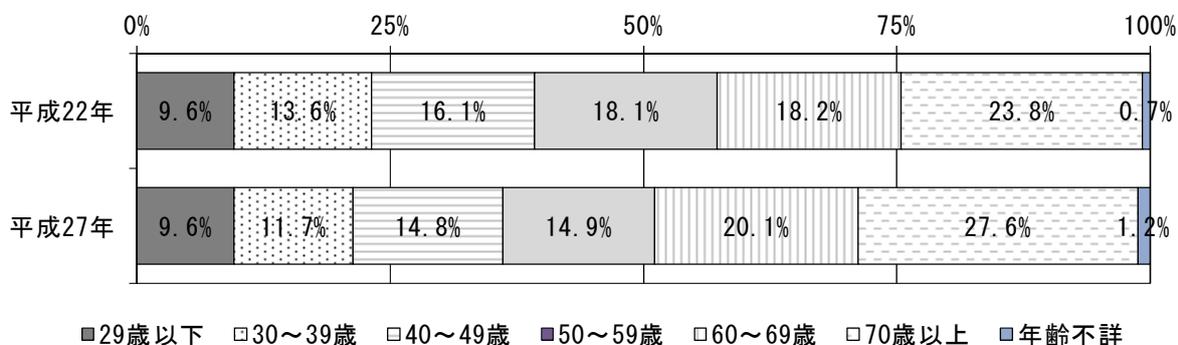
■単独世帯 □夫婦のみ □夫婦と子ども □ひとり親と子ども □その他の世帯

[資料：国勢調査]

④ 単独世帯の年齢別内訳

単独世帯（一人暮らし）の年齢別内訳を国勢調査で見ると、60歳以上が半数弱を占めており、平成22年から平成27年は増加傾向となっています。

■ 単独世帯の年齢別内訳



[資料：国勢調査]

⑤ 自然増減・社会増減

近年の自然増減は、出生数は横ばい・死亡数がやや増加傾向で推移し、自然減の年が多くなっています。一方、社会増減は、転入・転出ともにやや増加傾向で推移しており、社会増減は年により増減を繰り返しています。

■ 自然増減・社会増減の推移（平成21年～平成28年）

		平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
自然増減	出生	121	101	113	92	98	103	116	112
	死亡	127	93	123	127	128	118	135	144
	自然増	▲6	8	▲10	▲35	▲30	▲15	▲19	▲32
社会増減	転入	706	747	764	629	795	766	896	835
	転出	773	736	659	724	772	764	853	883
	社会増	▲67	11	105	▲95	23	2	43	▲48
人口増減		▲73	19	95	▲130	▲7	▲15	24	▲80

※各年：前年10月～当年9月

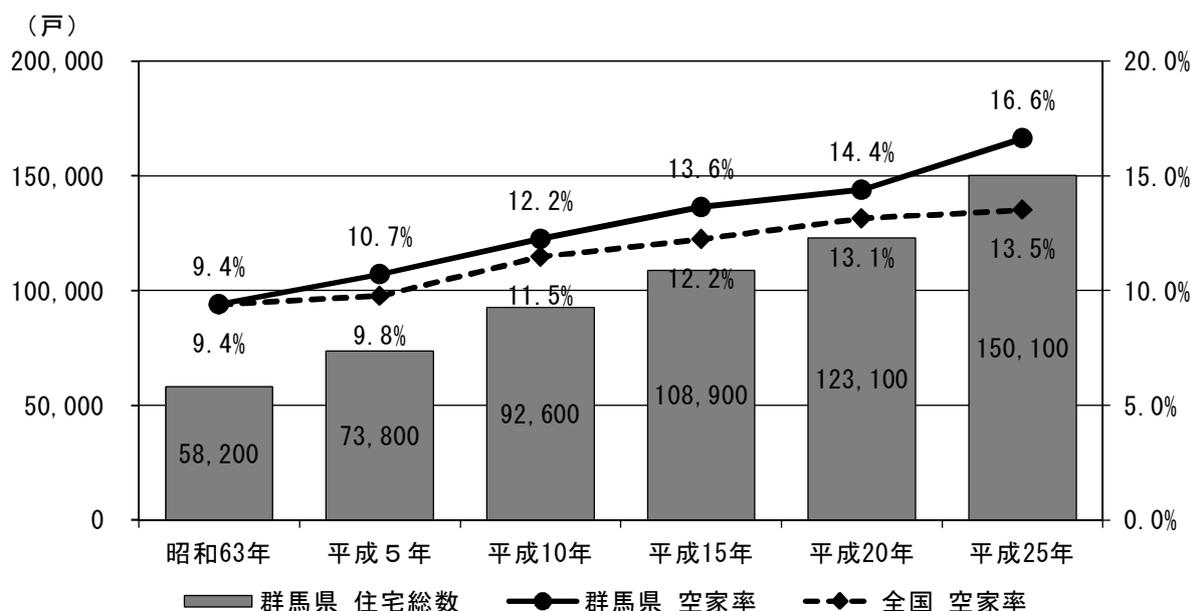
[資料：群馬県移動人口調査結果]

(2) 空家数

① 住宅数、世帯数の推移（戸／世帯）

群馬県の空家数を住宅・土地統計調査でみると、一貫して増加傾向で推移し、平成25年は150,100戸となっています。また、総住宅数に占める空家の割合（空家率）は16.6%となっており、全国の空家率13.5%を上回っています。

■ 空家数及び空家率の推移



		昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年
群馬県	総住宅数	619,300	688,900	756,000	798,700	855,800	902,900
	空家数	58,200	73,800	92,600	108,900	123,100	150,100
	空家率	9.4%	10.7%	12.2%	13.6%	14.4%	16.6%
全国	総住宅数	42,007,300	45,878,800	50,246,000	53,890,900	57,586,000	60,628,600
	空家数	3,940,400	4,475,800	5,764,100	6,593,300	7,567,900	8,195,600
	空家率	9.4%	9.8%	11.5%	12.2%	13.1%	13.5%

[資料：住宅・土地統計調査]

※住宅・土地統計調査は、調査員が調査対象となった地区及び世帯を巡回の上調査票を配布し、独自の調査方法で統計的な数字を出しており、全戸調査ではない。空家の場合は、調査員が外観で判断し、調査項目の一部について調査している。

(3) 空家等の相談状況

村では、建設課において空家等についての相談を受付けています。

■ 相談内容

- ・空家の案内等、村で空家バンクのような紹介を行っているかどうか。
- ・空家の除去等、村で空家の補助を行っているかどうか。
- ・空家の売却等、村で空家の媒介業務を行っているかどうか。

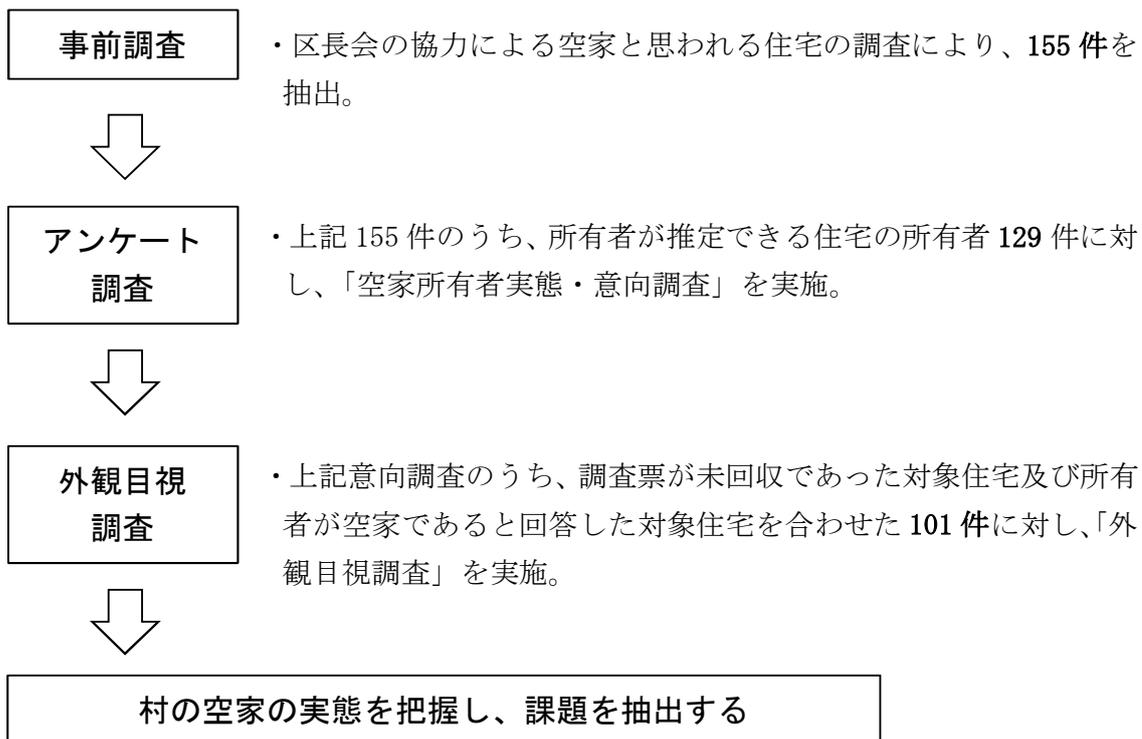
2. 空家等の実態調査

[特措法第6条第2項第3号]

村では、空家等の実態を把握するため、調査を実施しました。

(1) 調査の流れ

空家等の実態調査は次のフローによって行いました。



(2) アンケート調査の概要

① 調査目的

総務省統計局実施の「平成25年住宅・土地統計調査」によると、群馬県内の住宅総数に占める空き家の割合は約17%となっており、多様な住宅ニーズに対応する良好な住宅・住環境の形成を図っていくことが課題となっています。

村では、空き家の活用・対策に向けた施策検討の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

② 本調査でいう空き家の定義

本調査でいう空き家とは、「人の住んでいない住宅」で

- 賃貸用の空き家
 - 売却用の空き家
 - 仕事が遅くなったときなどに使う二次的住宅（別荘も含む）
 - 長期不在などその他の空き家（主に戸建て）
- のうち、「**3ヶ月以上の空き家**」状態にあるものを対象

③ 調査方法

調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。

④ 調査期間

平成29年10月

⑤ 回収結果

対 象	配布数	回収数	回収率
空き家と推定された家屋の所有者	127 票	70 票	55.1%

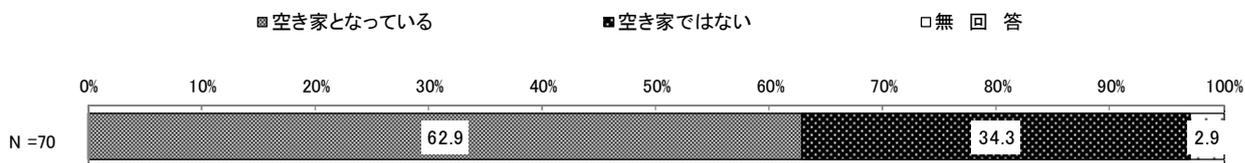
(3) アンケート調査結果抜粋

① 所有家屋の空き家状況

表紙の宛名ラベルに記載されている所有家屋は、「3ヶ月以上空き家」となっていますか。

「空き家となっている」が62.9%、「空き家ではない」が34.3%となっています。

問1 所有家屋の空き家状況

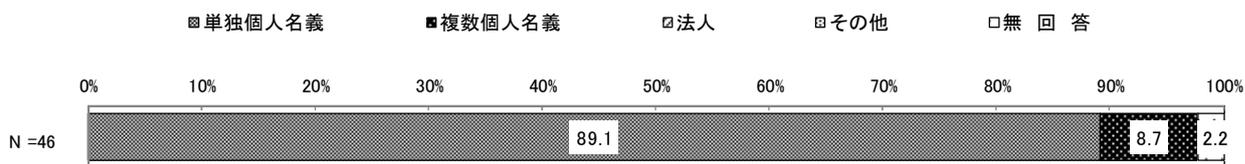


② 住戸の名義人

その住戸の「名義人」は、次のどれにあたりますか。

「単独個人名義」が89.1%と多く、次いで「複数個人名義」が8.7%となっています。

問3 住戸の名義人

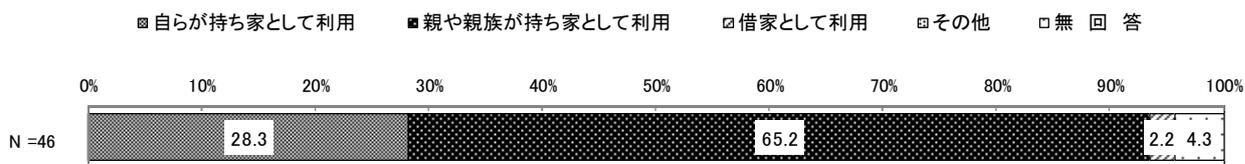


③ 空き家になる以前の利用形態

その住戸の「空き家になる以前の利用形態」は、次のどれにあたりますか。

「親や親族が持ち家として利用」が65.2%と多く、次いで「自らが持ち家として利用」が28.3%となっています。

問4 空き家になる以前の利用形態

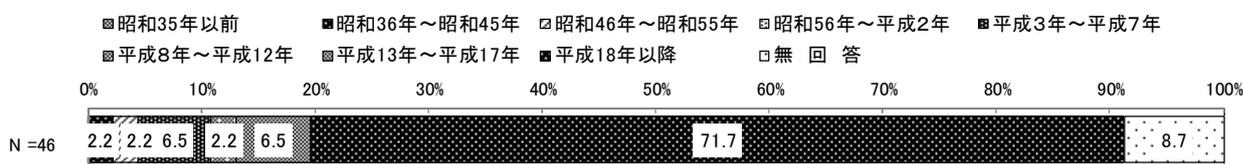


④ 空き家になった時期

その住戸の「空き家になった時期」はいつですか。

「平成18年以降」が71.7%と多く、次いで「平成3年～平成7年」「平成13年～平成17年」がともに6.5%となっています。

問5 空き家になった時期

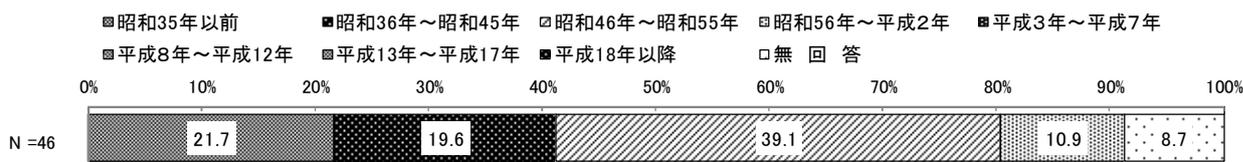


⑤ 建築時期（竣工時期）

その住戸の「建築時期（竣工時期）」はいつですか。

「昭和46年～昭和55年」が39.1%と多く、次いで「昭和35年以前」が21.7%、「昭和36年～昭和45年」が19.6%となっています。

問6 建築時期（竣工時期）

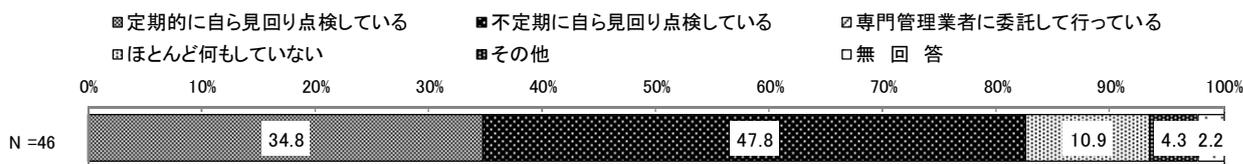


⑥ 維持・管理方法

その住戸の「維持・管理」はどうしていますか。

「不定期に自ら見回り点検している」が47.8%と多く、次いで「定期的に自ら見回り点検している」が34.8%、「ほとんど何もしていない」が10.9%となっています。

問11 維持・管理方法

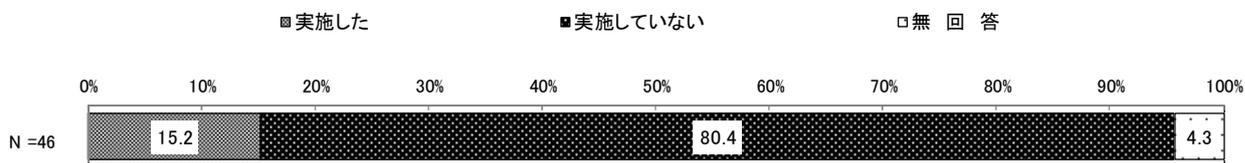


⑦ 過去5年間の増改築や改修等の実施状況

過去5年間（平成24年以降）に、その住戸のために「増改築や改修工事等を実施」しましたか。

「実施していない」が80.4%、「実施した」が15.2%となっています。

問12① 過去5年間の増改築や改修等の実施状況



⑧ 増改築や改修等の内容

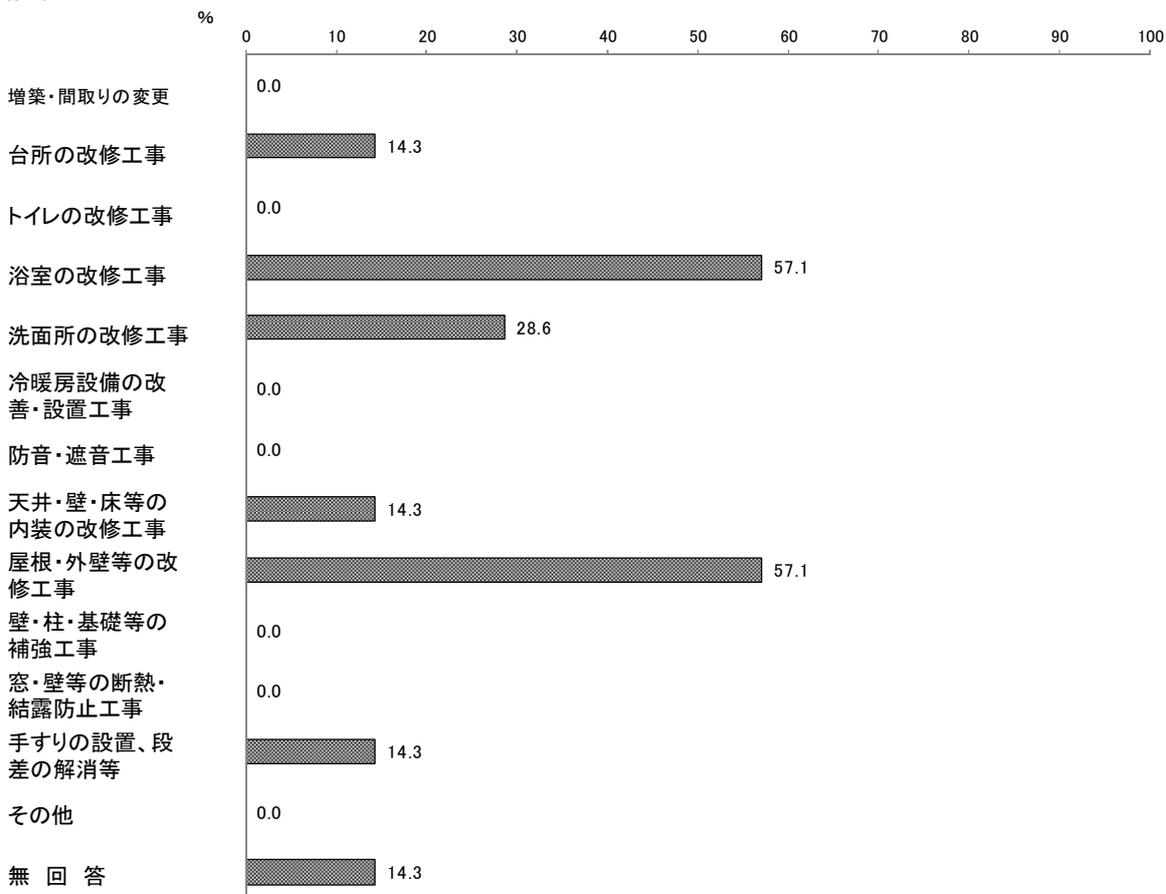
⑦で「1 実施した」と回答した方におうかがいします。

「住戸の改善内容」をお答えください。

「浴室の改修工事」「屋根・外壁等の改修工事」がともに57.1%と多く、次いで「洗面所の改修工事」が28.6%となっています。

問12② 増改築や改修等の内容

N = 7



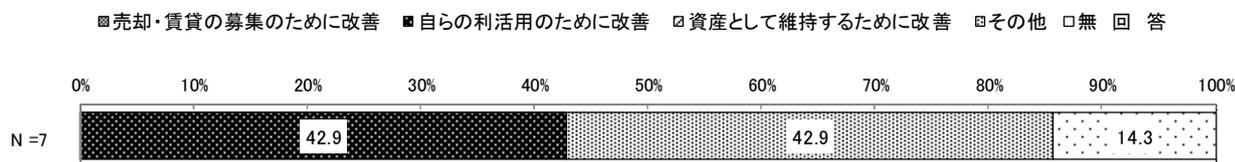
⑨ 増改築や改修等の主な理由

⑦で「1 実施した」と回答した方におうかがいします。

「住戸の改善の主な理由」をお答えください。

「自らの利活用のために改善」が42.9%となっています。

問12③ 増改築や改修等の主な理由



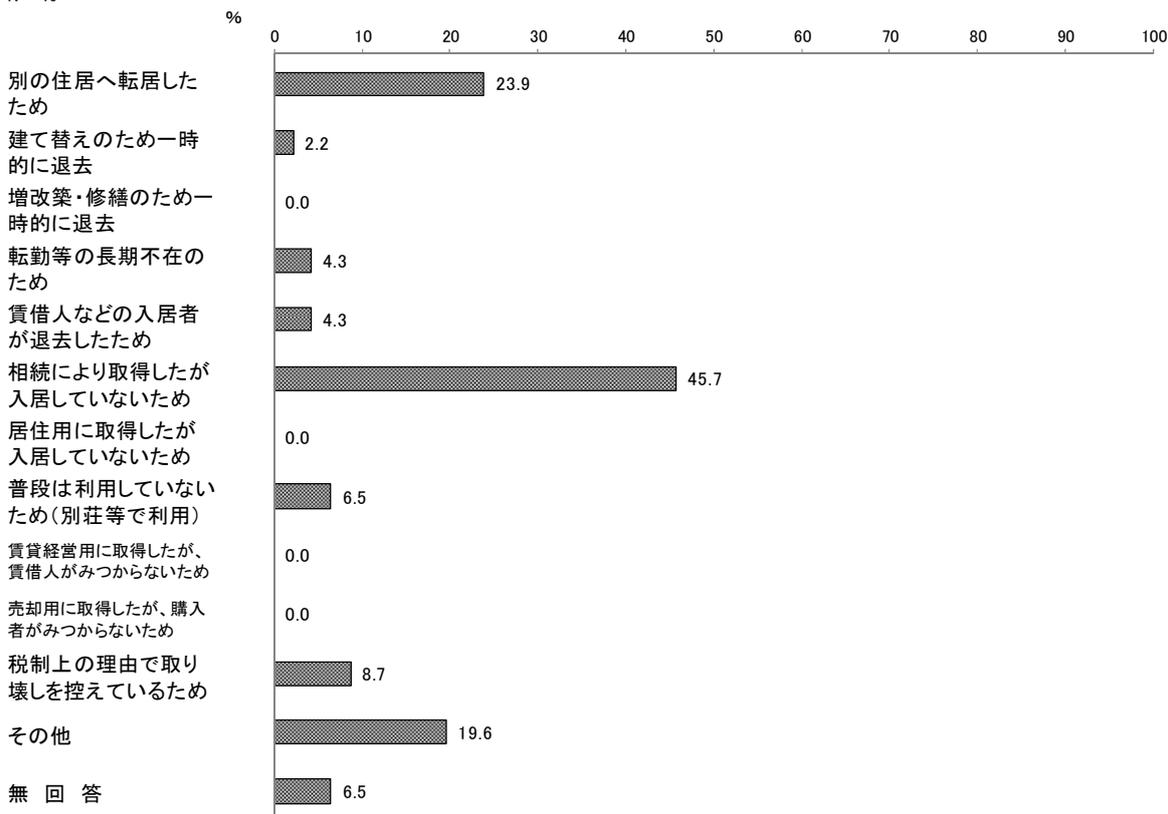
⑩ 空き家になったきっかけ

その住戸が「空き家になった(なっている)きっかけ」をお答えください。

「相続により取得したが入居していないため」が45.7%と多く、次いで「別の住居へ転居したため」が23.9%、「税制上の理由で取り壊しを控えているため」が8.7%となっています。

問13 空き家になったきっかけ

N = 46

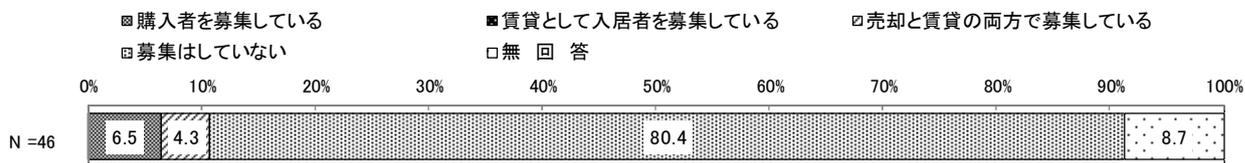


⑪ 売却先や賃貸入居者の募集状況

その住戸は現在、「売却先（購入者）又は賃貸の入居者の募集」をしていますか。

「募集はしていない」が80.4%と多く、次いで「購入者を募集している」が6.5%となっています。

問14 売却先や賃貸入居者の募集状況



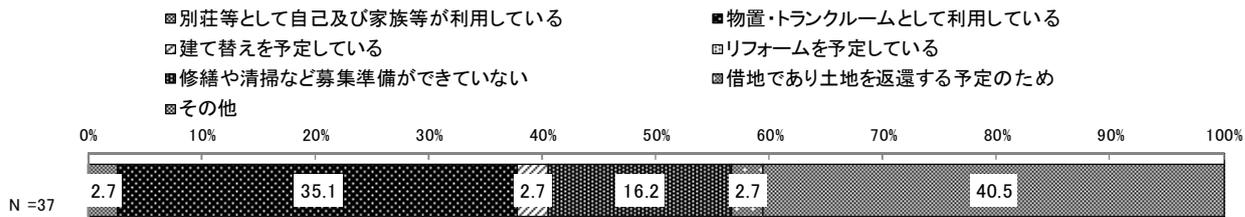
⑫ 募集していない理由

⑪で「4 募集はしていない」と回答した方におうかがいします。

「募集をしていない理由」は何ですか。

「物置・トランクルームとして利用している」が35.1%と多く、次いで「修繕や清掃など募集準備ができていない」が16.2%となっています。

問15 募集していない理由

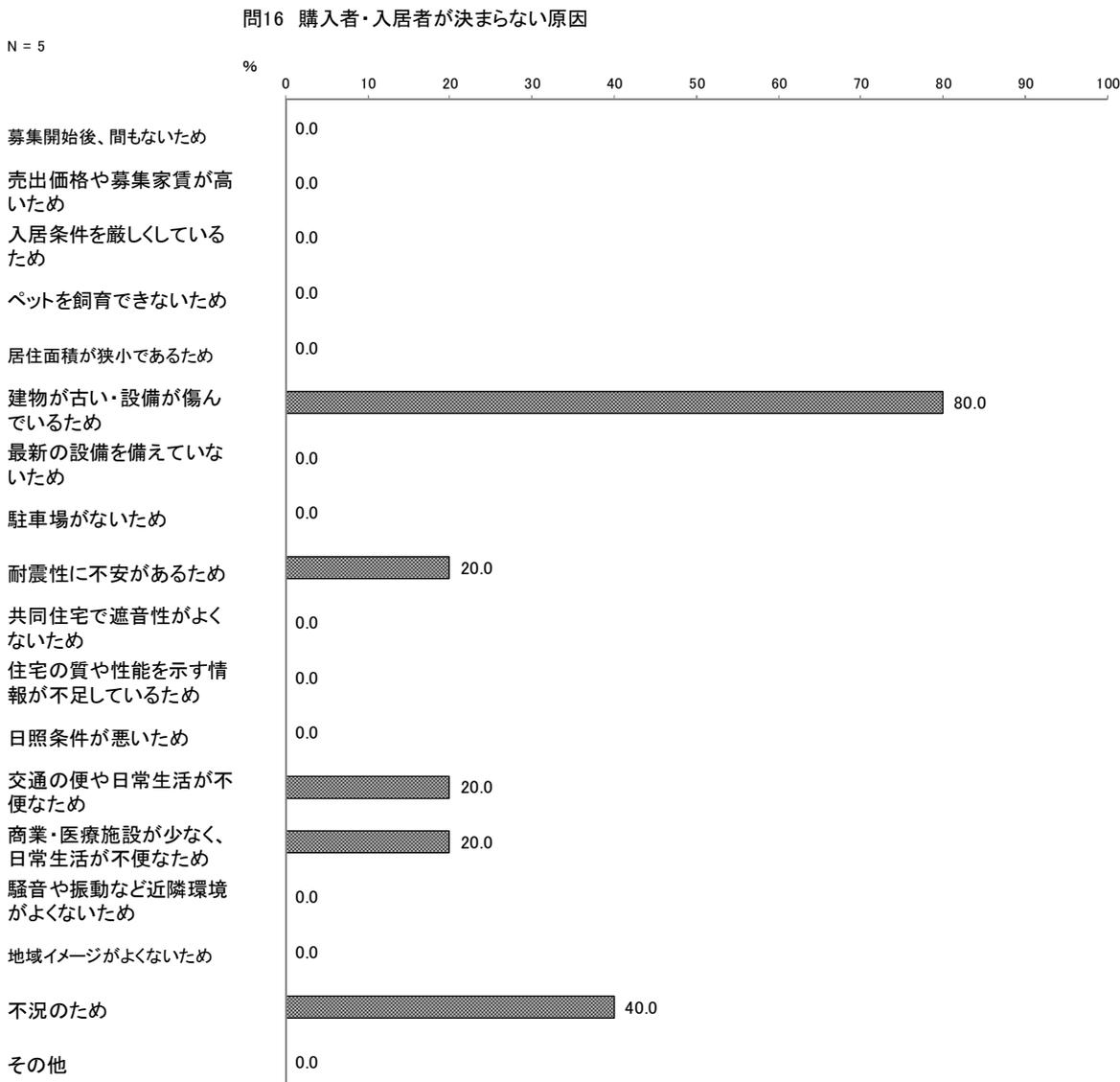


⑬ 購入者・入居者が決まらない原因

⑪で1、2、3のいずれかを回答した方におうかがいします。

「購入者・入居者が決まらない原因」は何だと思えますか。

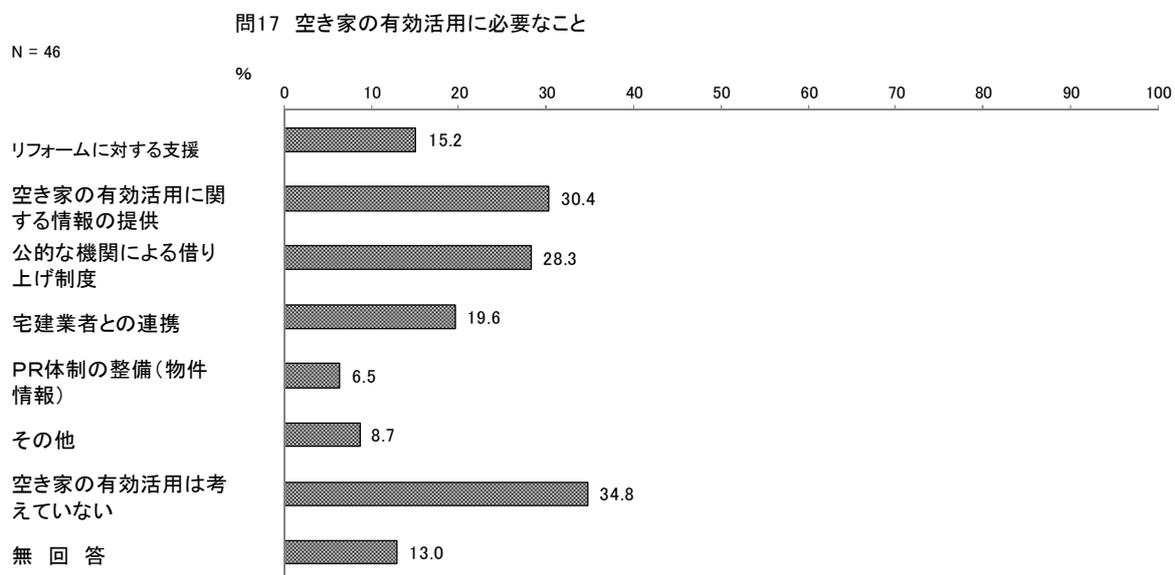
「建物が古い・設備が傷んでいるため」が80.0%と多く、次いで「不況のため」が40.0%となっています。



⑭ 空き家の有効活用に必要なこと

あなたの空き家を「有効活用」するためには、どんなことが必要だと考えますか。

「空き家の有効活用は考えていない」が34.8%と多く、次いで「空き家の有効活用に関する情報の提供」が30.4%、「公的な機関による借り上げ制度」が28.3%となっています。



(4) 外観目視調査の概要**① 目的**

本調査は、榛東村空家等対策計画の策定に伴い、村内の空家等を外観から調査し、その状況を把握するとともに、空家対策施策の方向性の検討及び今後の空家データベース作成の基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 現地調査

調査対象住宅に対し、空家利活用の判断として、

- ①空家の判断（空家かどうか）
- ②外壁、屋根、窓ガラス等の状況の評価
- ③その他周囲の状況

の各項目について、現地にて外観の目視調査を実施しました。

③ 調査期間

平成 29 年 12 月

(5) 調査結果**① 調査対象住宅の種類**

対象住宅の種類は、「一戸建て住宅」が 96 件（95.04%）と大半を占めており、「店舗併用住宅」「共同住宅」がともに 2 件（1.98%）となっています。

調査対象住宅	一戸建て住宅	店舗併用住宅	共同住宅	店舗
101 件 (100%)	96 件 (95.04%)	2 件 (1.98%)	2 件 (1.98%)	1 件 (0.99%)

② 空家の割合

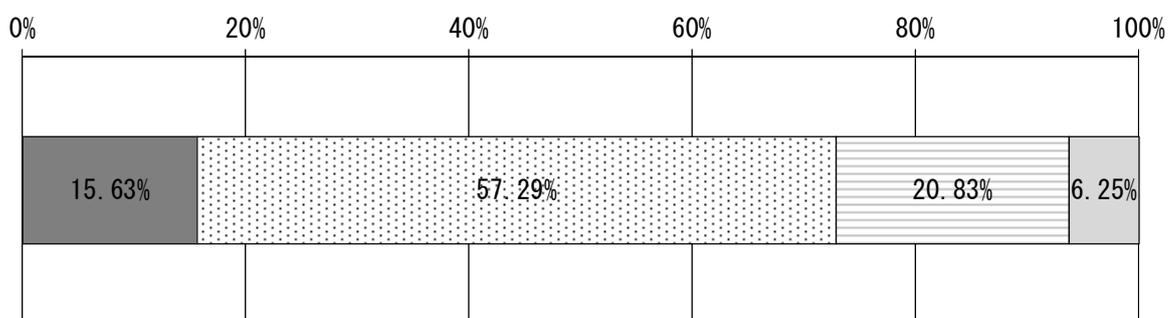
調査において空家と判断された住宅は、96 件（95.05%）となっています。

調査対象住宅	空家と判断された住宅数	居住者がいると判断された住宅
101 件 (100%)	96 件 (95.05%)	5 件 (4.95%)

③ 外観の評価

外観の総合評価は、「A：修繕無しでそのまま利活用できる状態」が15件（15.63%）、
「B：利活用には部分的な修繕が必要な状態」が55件（57.29%）、「C：利活用には全
面的な修繕が必要な状態」が20件（20.83%）、「D：修繕が難しく利活用が困難な状態」
が6件6.25%となっています。

空家と判断された住宅	A：修繕無しでそのまま利活用できる状態	B：利活用には部分的な修繕が必要な状態	C：利活用には全面的な修繕が必要な状態	D：修繕が難しく利活用が困難な状態
96件 (100%)	15件 (15.63%)	55件 (57.29%)	20件 (20.83%)	6件 (6.25%)



- A：修繕無しでそのまま利活用できる状態
- ▨ B：利活用には部分的な修繕が必要な状態
- ▨ C：利活用には全面的な修繕が必要な状態
- D：修繕が難しく利活用が困難な状態

④ 雑草の状況

敷地内の雑草の状況は、「手入れあり」が55件（57.29%）、「手入れなし」が40件（41.67%）
となっています。

空家と判断された住宅	手入れあり	手入れなし	未確認
96件 (100%)	55件 (57.29%)	40件 (41.67%)	1件 (1.04%)

※未確認は、敷地外からの調査で詳しく確認できなかったもの。

3. 本村における空家等の課題

本村における空家等の現状及び実態調査を踏まえた空家等対策を実施する上での課題は、次のとおりです。

(1) 空家相続時点での対処

人口の高齢化が進み、住宅所有者についても高齢化、単独世帯化が進行しています。人口減少が想定され、住宅等の相続の発生が今後増加すると考えられるなか、アンケート調査による【⑩ 空家になったきっかけ】では「相続により取得したが入居していないため」が4割を超えて最も多くなっており、相続時点での対処が空家の発生予防として重要となります。

(2) 空家等情報共有体制の構築

アンケート調査による【④ 空家になった時期】では「平成18年以降」が7割を超えて最も多く、直近10年以内での空家化の進行がわかります。一方、外観目視調査の外観評価では「A（修繕無しでそのまま利活用できる状態）」が2割弱あり、村への空家等の相談状況でも、空家バンクのような紹介の有無が挙げられているため、空家有効活用のための情報共有体制の構築が求められています。

(3) 修繕やリフォームへの支援

外観目視調査の外観評価では「B（利活用には部分的な修繕が必要な状態）」が6割弱を占めています。一方、アンケート調査による【⑪ 売却先や賃貸入居者の募集状況】では「募集はしていない」が8割を超えており、【⑫ 募集していない理由】では自分で利用している回答者を除くと「修繕や清掃など募集準備ができていない」が2割みられます。また、売却や賃貸の入居者募集中としている回答者においても、【⑬ 購入者・入居者が決まらない原因】として「建物が古い・設備が痛んでいるため」が多く、住宅の修繕やリフォームに関する支援制度が必要と考えられます。

(4) 空家等の適切な管理

外観目視調査の外観評価では「C（利活用には全面的な修繕が必要な状態）」が2割となっており、敷地内の雑草等の管理状況も「手入れなし」が4割ほどみられます。また、アンケート調査による【⑥ 空家の維持・管理方法】では「ほとんど何もしていない」が1割みられます。居住者や管理者のいない住宅は、損傷の進行が早まることが想定されるため、適切な空家管理の推進が必要となります。

(5) 管理不全建物への対応

外観目視調査の外観評価では「D（修繕が難しく利活用が困難な状態）」が1割弱みられます。また、アンケート調査による【⑤ 建築時期（竣工時期）】では木造住宅の新耐震基準（昭和56年）以前を合わせると8割となっています。老朽化が進み損傷の激しい空家は、倒壊や防災・防犯上の危険、有害鳥獣の住み着き等によるさらなる荒廃の進行等近隣への悪影響があるため、解体・撤去を含めた対策が必要となります。

第3章 空家等対策の基本的な方針

1. 基本的な方針

[特措法第6条第2項第1号]

本村における空家等の現状や課題を踏まえ、今後の取組に向けた基本的な方針は次のとおりです。

(1) 空家等の発生抑制

地域住民に対し、空家等が周囲へ及ぼす影響や問題等を周知し、空家等に関する問題意識や当事者意識を啓発するとともに住宅活用制度等の紹介を行い、新たな空家等の発生の予防・抑制を図ります。

また、空き家問題への大きな分岐点となる相続等について、法律分野の専門家等と連携・協力を図り、相続や適切な空家等の管理・処分方法等の対処について、相続発生以前の所有者等への対応を含めた細やかな支援を行います。

(2) 空家等の利活用の推進

地域住民との連携を図り、空家の実態調査を継続して実施していくとともに、その結果を蓄積し、関係団体との情報を共有することで、空家の有効活用を図ります。

また、空家の所有者等に対し、定期的な管理実施の意識啓発や管理困難者に対する支援を行うとともに、空家等の解体・除却を希望する所有者等には、適切な支援を行います。

さらに、適切に管理されている空家等については、移住・定住促進や地域の資源として利活用を図り、地域活性化に繋げていきます。

(3) 管理不全状態の空家等の解消

適切な管理が行われない空家等はその損傷の進行も早く、地域住民の生活に深刻な影響を与えることが懸念されるため、管理不全状態の改善に向けた取組を進めます。

また「特定空家等」と判定される状態となった空家等に対しては、特措法や関係法令等に基づき適切な措置を行う体制を整備するとともに、所有者等に対処実施の働きかけを行う取組を推進します。

(4) 空家対策推進に向けた体制の整備

所有者等の財産である空家等に対し、十分な知識を持って管理や利活用にあたることができるよう相談体制や支援体制等の整備を行います。

また、様々な分野にわたる空き家問題に適切に対処するため、村、県、関係団体などの連携を確保し、空家等に関する施策・事業を総合的に推進する体制を構築します。

第4章 空家等対策の基本的施策

1. 空家等の調査に関する事項

[特措法第6条第2項第3号]

空家等の対策を適切に検討・実施するためには、空家等の現状について常に把握しておくことが必要なため、次の施策を推進します。

(1) 空家等に関する調査の実施

空家等への必要な措置や対策を講じる基本情報とするため、今回実施した実態調査を基に、社会状況等の変化に応じて区長会等の協力による実態調査等や空家等所有者への意向調査等を適時実施し、情報の最新化に努めます。

(2) 空家等の情報のデータベース構築

[特措法第11条]

空家等に関する情報を更新・管理し、空家等対策に有効に活用するため、空家等実態調査結果等のデータベース構築に努めます。

2. 空家等の発生抑制に関する事項

人口の減少や高齢化に伴い今後も空家等の増加が予想されることから、新たな空家等の発生を予防・抑制するため、次の施策を推進します。

(1) 空き家問題等の意識啓発

新たな空家等の発生を予防・抑制するため、空家等が周囲へ及ぼす影響や問題等を村広報紙やホームページ等を活用して住民へ周知し、空家等に関する問題意識や当事者意識の啓発を図ります。

(2) 住宅活用制度等の紹介

比較的広い持ち家に居住し住みかえを考えている高齢者世帯と、ゆとりある住宅を求めている子育て世代の住宅ニーズをマッチングし、住みかえを支援する「マイホーム借上げ制度」[(一社)移住・住みかえ支援機構]を活用した、県の空家活用・住み替え支援事業等の住宅活用制度を紹介し、空家等の発生を抑制します。

マイホーム借上げ制度 [(一社)移住・住みかえ支援機構] :

50歳以上の方のマイホームを最長で終身にわたって(一社)移住・住みかえ支援機構が借上げた上で転貸し、安定した賃料収入を保証する制度です。これにより住宅を売却することなく、住みかえや老後の資金として活用することができます。

(3) 相続等に関する支援

住宅を相続した方が遠隔地に居住しているなど、相続した住宅が結果として空家等となり管理が行き届かない状況が発生することが考えられるため、相続や空家等の管理・処分方法等について、村広報紙やホームページ等を活用して情報を提供するとともに、相談窓口の開設等を検討します。

また、関係団体等と連携し、高齢単独世帯など相続による空家化以前の段階における所有者への働きかけや相談対応等を、希望に応じて行います。

3. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

[特措法第6条第2項第4号]

空家等は所有者等の財産であり、その管理の第一義的な責任は所有者にあることから、適切な管理を促すため、次の施策を推進します。

(1) 所有者等への管理意識の啓発

空家等になった住宅は、管理状態の悪化に伴い損傷の進行が早まることや、不測の事態への対応ができないことから、周囲の生活環境に悪影響を及ぼすことも考えられます。

所有者等の責任において空家等の適切な管理を行い、管理不全状態に陥ること防ぐため、村広報紙やホームページ等を活用して空家等管理についての意識を啓発します。また、実態調査等を基に、所有者等に対して適切な管理を促すための通知や特措法関連のパンフレットを送付する等の意識啓発を図ります。

(2) 所有者等以外による適切な管理の支援

空家等は所有者の財産であり、所有者が適切に管理することが原則となりますが、所有者等が遠隔地に居住していたり、高齢化や健康上の理由で、自ら空家等の定期的な管理を十分に行えないことも考えられます。

このため、定期的な管理が困難な所有者等に対し、空家等の適切な管理を支援するため、空家等の管理業務を行っているNPO法人等の紹介を行います。

(3) 解体・除却のための支援

放置された空家等により、地震災害時の倒壊や火災の発生等で周囲に大きな影響を及ぼすことが考えられます。

このため、所有者等が空家等の解体・除却を希望していながら、経済的な理由により実施できない場合等に対し、解体・除却にかかる費用の一部補助を行います。

また、居住環境の整備改善を図るための「不良住宅」「空き家住宅」「空き建築物」の除却については国の空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】、空き家の除却などを地域のまちづくりの柱として実施するもの（村有施設等を含む）については国の空き家対策総合支援事業等の活用を図ります。

4. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

[特措法第6条第2項第5号]

空家等の有効な利活用は、空家等の管理不全状態への予防や住民の移住・定住を促進し、地域の活力維持・向上等にも大きく貢献するため、次の施策を推進します。

(1) 移住・定住促進のための支援

空家等の有効な利活用と住民の移住・定住を促進するための仕組みづくりのため、移住促進事業を推進するとともに、榛東村での定住や子育て支援・住宅の金融支援・村内における農村体験等、移住促進事業に関連付けた事業の展開を図ります。

また、賃貸を考えている空家等の所有者等や、空家等を購入し新たに住民となる方に対し、空家等のリフォームやハウスクリーニング等にかかる費用の一部補助を行います。

(2) 地域活性化のための施設等としての利活用

空家等について、地域活性化のための資源としての積極的な利活用を支援するため、空家等の利活用（コミュニティ施設、世代間交流施設、公園、災害備蓄倉庫、福祉施設等）を行う場合の補助制度を検討します。

また、居住環境の整備改善を図るため、「空き家住宅」「空き建築物」の活用については国の空き家再生等推進事業【活用事業タイプ】、空き家の活用などを地域のまちづくりの柱として実施するもの（村有施設等を含む）については国の空き家対策総合支援事業等の活用を図ります。

(3) 空家等の情報共有

空家等の賃貸や売買する際において、建物について情報把握の困難さが空家等の流通を阻害する大きな原因となっています。

このため、関係団体と村が情報を共有し、空家等の所有者と賃貸希望者や購入希望者とのマッチングにより空家等の流通を支援するための「榛東村空き家バンク制度」を構築します。

空き家バンク制度：

空家の所有者等が居住可能な空家を空き家バンクに登録し、村がその物件内容を借用又は購入を希望する者に紹介するもので、実際の賃貸・売買取引は宅地建物取引業者が行うものです。

5. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

[特措法第6条第2項第6号]

空家等のうち、特措法で定める「特定空家等」に該当するおそれのある建物については、適切な管理が行われず地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしていることから、早急な改善が求められるため、次の施策を推進します。

(1) 特定空家等に関する判定の手続き

特定空家等の判定には慎重を期すため、村長、地域住民、村議会の議員、学識経験者等で組織する（仮称）榛東村空家等対策推進協議会にて、その建物が「特定空家等」に該当するか否かについて協議します。

(2) 特定空家等の判断基準

特定空家等に該当するか否かの判断については、国が定めた「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）に基づき、総合的に判定します。

(3) 特定空家等に対する措置の手続き

特定空家等と判定された空家等は、村長が特措法第14条第1項の規定に基づき助言又は指導の措置を講じます。

その後、正当な理由なく所有者等による措置が図られない場合には、勧告、命令及び代執行など、より強制力のある行政指導や行政処分に移行します。

また、特定空家等に対する措置の状況については、（仮称）榛東村空家等対策推進協議会との意見聴取や報告を行いながら進めるものとします。

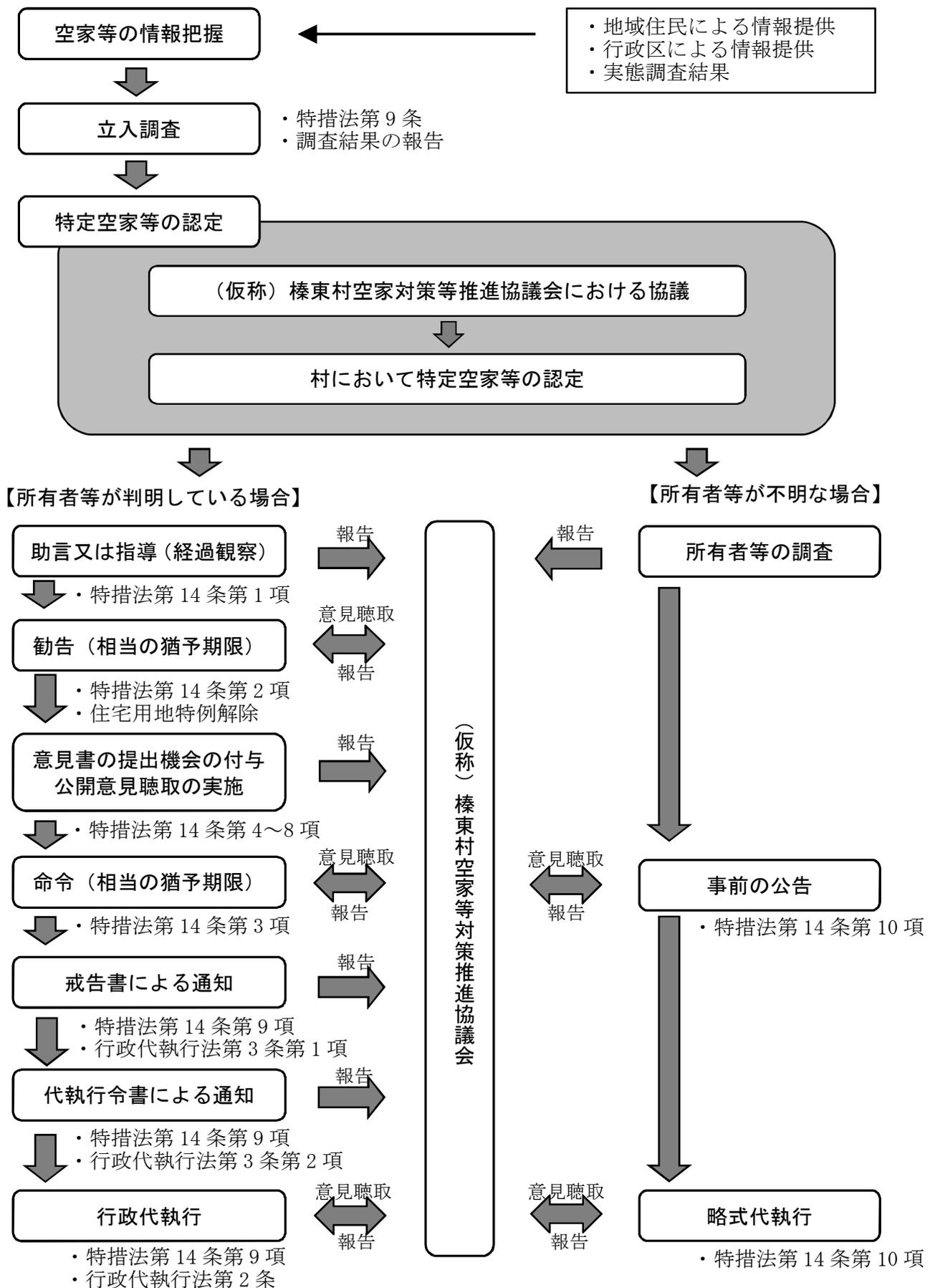
(4) 特定空家等に対する税制上の措置

村長が特措法第14条第2項の規定に基づく勧告を行った特定空家等の敷地（土地）については、以下の住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用対象から除外され、税の負担が増大することとなります。

■ 固定資産税等の住宅用地の特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率
		固定資産税
小規模住宅用地	面積が 200 m ² 以下の住宅用地(200 m ² を超える場合は1戸あたり 200 m ² までの部分)	1 / 6
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地(200 m ² を超える部分で家屋床面積の 10 倍まで)	1 / 3

■ 特定空家等に対する措置の流れ



6. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

[特措法第6条第2項第7号]

空家等は所有者等の財産であり、適切な管理や利活用を図るためには十分な知識を持つことが望ましいことから、次の施策を推進します。

(1) 村役場相談窓口の設置

空家等に関する相談窓口は、引き続き建設課内に設置します。また、空家の相談は様々な分野にわたることから、必要に応じて所管課への引継ぎや関係機関等の紹介、県や（仮称）榛東村空家等対策推進協議会及び関係団体等と連携した対応にあたります。対応内容については、経過等について記録し、関係部署、機関で共有するものとします。

(2) 空家等に関する相談会等の開催

空家等の問題は様々な分野にわたるとともに、専門的な知識も必要であることから、村単独では対応できない内容も含まれるため、法律、不動産、建築等様々な分野の団体等の協力を得た相談会を定期的を開催します。

7. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

[特措法第6条第2項第8号]

本計画を効率的・効果的に実施するため、体制等について、次の施策を推進します。

(1) 庁内の組織体制及び役割分担

空家等対策に関する組織体制及び役割分担を下記のとおり整備します。

課名	役割
建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の調査 ・空家等の適切な管理の促進 ・措置及び対処の実施 ・空家等及び跡地の活用促進 ・(仮称) 榛東村空家対策推進協議会及びその他関係機関との連絡、調整 ・その他の施策全般
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策及び災害時の応急措置等 ・道路交通安全確保等
税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法第10条第1項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報の提供
住民生活課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化やゴミの堆積等に関する対策
産業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・移住促進事業に関する対策 ・有害鳥獣に関する対策
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道及び生活排水に関する対策

(2) (仮称) 榛東村空家等対策推進協議会の設置

[特措法第7条]

空家等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため、村長、地域住民、村議会の議員、学識経験者等による「(仮称) 榛東村空家等対策推進協議会」を設置します。

(3) 関係団体等との連携強化

空家等の問題は様々な分野にわたるため、所有者等、関係団体、住民等と村が連携を強化し、柔軟に対応する仕組みづくりを進めます。

① 行政区との連携

空家等の問題は、地域の状況をよく知る住民との連携により、早期の発見と対応が可能となります。このため、普段より安全・安心なまちづくりの一環として、老朽化が進行したり倒壊のおそれがある空家等の情報共有に関して、各行政区や区長との連携を図ります。

② 専門家団体との連携

多岐にわたる空家等対策を円滑に推進するため、弁護士、宅地建物取引士、土地家屋調査士及び建築士等の専門家団体と相互に連携を図り、空家等の問題解決に取り組みます。

③ 消防・警察との連携

適切な管理が行われていない空家等では、火災発生のおそれや犯罪の温床となり犯罪を誘発する危険性が高くなります。このため、防災・防犯的な観点から、必要な限度において、消防や警察と空家等に関する情報を共有するなど、相互に協力するものとします。

8. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

[特措法第6条第2項第9号]

これまでの施策のほか、本計画を円滑に実施するため、次の施策を推進します。

(1) 他法令との連携

空家等の問題は様々な分野にわたるため、特定空家等への対応は、特措法に限らず、空家等の状況や悪影響の度合い、危険の切迫性等を総合的に判断し、民法、建築基準法、消防法、道路法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害対策基本法、地方税法、行政代執行法等の関係法令を含めて対策を講じます。

また、特措法及び上記法令等で対応が困難であることが想定される場合は、「(仮称) 榛東村空家等の適正管理に関する条例」の策定を検討します。

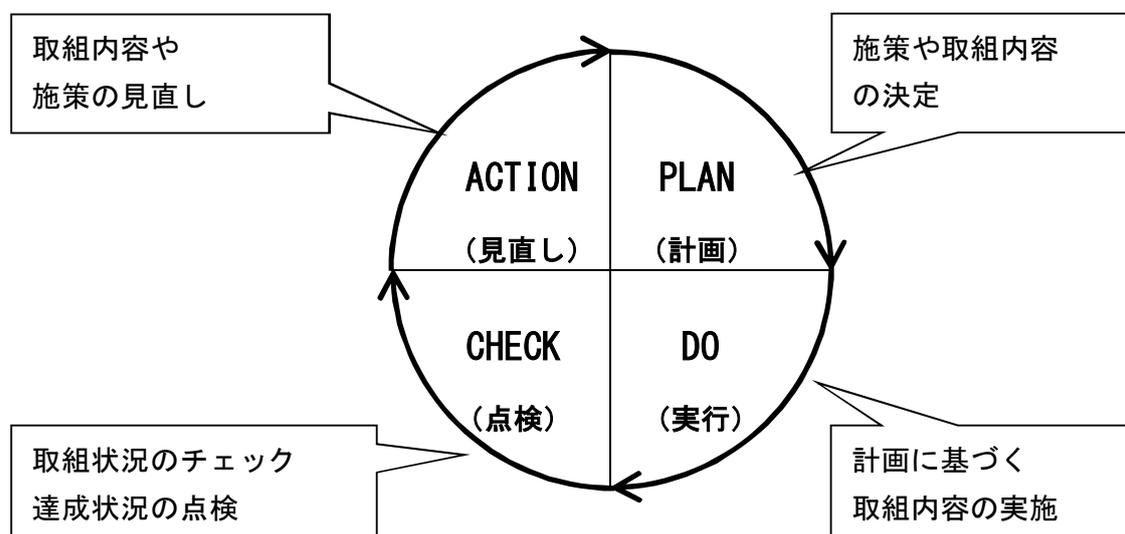
(2) 地域での空家等対策の検討と情報の共有

空家等の管理は、所有者等が適切に管理若しくは活用すべき問題ですが、地域全体で対処方法を検討・共有することは問題の解決に向けて有効な手段となり得るため、(仮称) 榛東村空家等対策推進協議会での検討状況や空家の情報に関し、必要に応じ村広報紙やホームページ等を活用して公開するものとします。

第5章 計画の進捗管理・変更

1. 計画の進捗管理

本計画は、一定の前提を踏まえて検討しており、策定当初より完全な計画及び体制になるものではなく、引き続き実際に機能する計画とするために、計画、実行、点検及び見直し（P D C A※）の観点から、計画の実効性等を進捗管理し、（仮称）榛東村空家等対策推進協議会や各団体等との意見交換等を通じて、本計画の検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。



※PDCA：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検）、ACTION（見直し）という一連のサイクルの頭文字をつなげたもの。

2. 計画の変更

[特措法第6条第2項第3号]

本計画は、進捗状況、地域情勢の変化、法令や国の補助制度の改正等必要に応じて随時見直しを行うとともに、計画の改定に際しては進捗状況の検証を行い、村内の空家等状況の推移に応じた下記事項等の検討を行います。

また、計画変更の際は、(仮称)榛東村空家等対策推進協議会での協議、パブリックコメント等を行い、広く意見を求めるものとします。

■ 計画改定時の検討事項

- ◆ 「賃貸用の空家」「売却用の空家」「仕事が遅くなったときなどに使う二次的住宅（別荘も含む）」「店舗等の空家」「農業生産施設等の空家」の実態把握や対策等の検討
- ◆ 地区ごとの課題や方針、重点地区設定の要否等の検討

資 料 編

資料 1 : 空家等対策の推進に関する特別措置法

資料 2 : 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

資料 3 : 榛東村空家等対策計画協議会要綱

資料 1 : 空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第 10 条第 2 項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第 3 条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第 4 条 市町村は、第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第 5 条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- (2) 次条第 1 項に規定する空家等対策計画に関する事項
- (3) その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- (2) 計画期間
- (3) 空家等の調査に関する事項
- (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- (6) 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第13条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにそ

の措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第3項の規定による命令については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。

- 2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日【平成27年政令第50号により平成27年2月26日】から施行する。ただし、第9条第2項から第5項まで、第14条及び第16条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日【平成27年政令第50号により平成27年5月26日】から施行する。

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

資料 2 : 空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則

(平成 27 年総務省・国土交通省令第 1 号)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の国土交通省令・総務省令で定める方法は、市町村（特別区を含む。）の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法とする。

附 則

この省令は、空家等対策の推進に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成 27 年 5 月 26 日）から施行する。

資料3：榛東村空家等対策計画協議会設置要綱

(平成29年12月22日)

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定により、空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、榛東村空家等対策計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、10名以内の委員をもって組織し、法第7条第2項の規定により、村長のほか、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 村議会の議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第3条 協議会の委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了する日までとし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期についても同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、副村長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じ招集し、これを主宰する。会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、協議会の委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(所掌事項)

第6条 協議会は、計画の作成等に関する検討を行い、村長に建議する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って決める。

資料編

附 則

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

第2条 この要綱は、所期の目的が達成されたときは、その効力を失う。

榛東村空家等対策計画

発行年月：平成30年3月

発行者：榛東村

編集：榛東村役場 建設課

住所：〒370-3593

群馬県北群馬郡榛東村新井 790-1

T E L : 0279-54-2211

F A X : 0279-54-8225